基労補発第０３０８００１号
平成１９年３月８日

都道府県労働局
労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（契印省略）

労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関に対する労災診療費の支払回数の変更について

（財）労災保険情報センター（以下「ＲＩＣ」という。）においては、国の補助事業として、労災指定医療機関から国に請求した労災診療費相当分を労災指定医療機関に対し貸し付ける労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）を実施しているところである。

今般、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年６月２日法律第４７号）等により、労働福祉事業の見直しが求められていることを踏まえ、労働福祉事業として国から経費を補助している援護事業についても、一部その見直しを検討してきた。

その結果、ＲＩＣと労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関（以下「貸付契約医療機関」という。）に対する国からの労災診療費の支払い回数を、平成１９年３月より、月２回（中間期、月末期）から月１回（中間期）に変更することとした。このため、これまで国から月２回の労災診療費の支払いを受けていた貸付契約医療機関にあっては、平成１９年４月より、ＲＩＣから発送している「労災保険診療費支払振込通知書」（国発行）又は「労災保険診療費通知書」（国発行）の枚数が、現行の月２枚（前月月末期分、当月中間期分）から、月１枚（当月中間期分）に変更となる。

したがって、貸付契約医療機関は、国に労災診療費を請求する都度、ＲＩＣから貸付金の貸し付けを受けることから、今回の労災診療費の支払い回数の変更による影響は全く生じないものである。

また、貸付契約医療機関以外の労災指定医療機関に対する労災診療費の支払い回数については、変更はない。

これに伴う周知については、別紙１によりＲＩＣ本部から貸付契約医療機関に対して行うこととしているが、貸付契約医療機関から貴局に問い合わせがあった場合には、本件変更内容を説明するようお願いする。

なお、日本医師会に対しては、別紙２により周知を行っていることを申し添える。

別紙１

基労補発第０３０８００３号
平成１９年３月８日

（財）労災保険情報センター
専務理事　菊　入　閲　雄　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関に対する労災診療費の支払回数の変更について

貴財団において実施している労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）について、今般、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年６月２日法律第４７号）等により、労働福祉事業の見直しが求められていることを踏まえ、労働福祉事業として国から経費を補助している援護事業につきましても、一部その見直しを検討してまいりました。

その結果、貴財団と労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関（以下「貸付契約医療機関」という。）に対する国からの労災診療費の支払い回数を、平成１９年３月より月２回（中間期、月末期）から月１回（中間期）に変更することとなりました。このため、これまで国から月２回の労災診療費の支払いを受けていた貸付契約医療機関にあっては、平成１９年４月より、貴財団から発送しています「労災保険診療費支払振込通知書」（国発行）又は「労災保険診療費通知書」（国発行）の枚数が、現行の月２枚（前月月末期分、当月中間期分）から、月１枚（当月中間期分）に変更となります。

また、今回の労災診療費の支払い回数の変更以外の援護事業に係る取扱いにつきましては、一切変更はありません。

これに伴う周知につきましては、別紙により貴財団から貸付契約医療機関に対して行うようお願いしますとともに、貸付契約医療機関から貴財団に問い合わせがあった場合には、変更内容を説明するよう併せてお願いします。

なお、貸付契約医療機関以外の労災指定医療機関に対する労災診療費の支払い回数につきましては、変更はありません。

お　知　ら　せ

拝啓、時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、(財)労災保険情報センター（以下「ＲＩＣ」という。）におきまして、国の補助事業として、労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）を実施しているところであります。

今般、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年６月２日法律第４７号）等により、労働福祉事業の見直しが求められていることを踏まえ、労働福祉事業として国から経費を補助している援護事業につきましても、一部その見直しを検討してまいりました。

その結果、ＲＩＣと労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関（以下「貸付契約医療機関」という。）に対する国からの労災診療費の支払い回数を、月２回（中間期、月末期）から月１回（中間期）に変更することとしました。また、このことに伴い、これまで国から月２回の労災診療費の支払いを受けていた貸付契約医療機関にあっては、平成１９年４月より、ＲＩＣから送付される「労災保険診療費支払振込通知書」（国発行）又は「労災保険診療費通知書」（国発行）の枚数が、現行の月２枚（前月月末期分及び当月中間期分）から、月１枚（当月中間期分のみ）に変更となります。

この援護事業は、貸付契約医療機関につきまして、国から労災診療費が支払われるまでの間、労災診療費相当額をＲＩＣが国に代わって、貸し付けているところであり、その後において、国から労災指定医療機関に支払われる労災診療費につきましては、ＲＩＣが代理受領し、貸付金に返済に充当しているところであります。

したがいまして、貸付契約医療機関は、国に対して労災診療費を請求する都度、ＲＩＣから貸付金の貸し付けを受けることにあることから、今回の労災診療費の支払い回数の変更による影響は全く生じないものであり、貸付金の充当としてＲＩＣが受領する回数のみが変更になるものであります。

なお、上記以外の援護事業に係る取扱いについては、一切変更が無いことを念のため申し添えます。

敬　具

平成１９年３月１５日

各貸付契約医療機関殿

都道府県労働局労働基準部労災補償課

(財) 労災保険情報センター地方事務所

写

別紙２

基労補発０３０８００２号
平成１９年３月８日

日本医師会
会長　唐澤祥人　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関に対する労災診療費の支払回数の変更について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、(財)労災保険情報センター（以下「ＲＩＣ」という。）におきまして、国の補助事業として、労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）を実施しているところであります。

今般、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年６月２日法律第４７号）等により、労働福祉事業の見直しが求められていることを踏まえ、労働福祉事業として国から経費を補助している援護事業につきましても、一部その見直しを検討してまいりました。

その結果、ＲＩＣと労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関（以下「貸付契約医療機関」という。）に対する国からの労災診療費の支払い回数を月２回から月１回に変更することとしました。また、このことに伴い、これまで国から月２回の労災診療費の支払いを受けていた貸付契約医療機関にあっては、平成１９年４月より、ＲＩＣから送付される「労災保険診療費支払振込通知書」（国発行）又は「労災保険診療費通知書」（国発行）の枚数が、現行の月２枚（前月月末期分及び当月中間期分）から、月１枚（当月中間期分のみ）に変更となります。

この援護事業は、貸付契約医療機関に対し、国から労災診療費が支払われるまでの間、労災診療費相当額をＲＩＣが国に代わって貸し付けているところであり、その後において、国から労災指定医療機関に支払われる労災診療費につきましては、ＲＩＣが代理受領し、貸付金の返済に充当しているところであります。

したがいまして、貸付契約医療機関は、国に対して労災診療費を請求する都度、ＲＩＣから貸付金の貸し付けを受けることになることから、今回の労災診療費の支払い回数の変更による影響は全く生じません。

なお、貸付契約医療機関以外の労災指定医療機関に対する労災診療費の支払い回数については、変更はありません。

基労補発０３０８００２号
平成１９年３月８日

日　本　医　師　会
会長　唐澤祥人殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関
に対する労災診療費の支払回数の変更について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
現在、(財)労災保険情報センター（以下「ＲＩＣ」という。）におきまして、国の補助事業として、労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）を実施しているところであります。
今般、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年６月２日法律第４７号）等により、労働福祉事業の見直しが求められていることを踏まえ、労働福祉事業として国から経費を補助している援護事業につきましても、一部その見直しを検討してまいりました。
その結果、ＲＩＣと労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関（以下「貸付契約医療機関」という。）に対する国からの労災診療費の支払い回数を月２回から月１回に変更することとしました。また、このことに伴い、これまで国から月２回の労災診療費の支払いを受けていた貸付契約医療機関にあっては、平成１９年４月より、ＲＩＣから送付される「労災保険診療費支払振込通知書」（国発行）又は「労災保険診療費通知書」（国発行）の枚数が、現行の月２枚（前月月末期分及び当月中間期分）から、月１枚（当月中間期分のみ）に変更となります。
この援護事業は、貸付契約医療機関に対し、国から労災診療費が支払われるまでの間、労災診療費相当額をＲＩＣが国に代わって貸し付けているところであり、その後において、国から労災指定医療機関に支払われる労災診療費につきましては、ＲＩＣが代理受領し、貸付金の返済に充当しているところであります。
したがいまして、貸付契約医療機関は、国に対して労災診療費を請求する都度、ＲＩＣから貸付金の貸し付けを受けることになることから、今回の労災診療費の支払い回数の変更による影響は全く生じません。
なお、貸付契約医療機関以外の労災指定医療機関に対する労災診療費の支払い回数については、変更はありません。

基労補発第０３０８００３号
平成１９年３月８日

（財）労災保険情報センター
専務理事　菊　入　閲　雄　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関に対する労災診療費の支払回数の変更について

貴財団において実施している労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）について、今般、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年６月２日法律第４７号）等により、労働福祉事業の見直しが求められていることを踏まえ、労働福祉事業として国から経費を補助している援護事業につきましても、一部その見直しを検討してまいりました。

その結果、貴財団と労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関（以下「貸付契約医療機関」という。）に対する国からの労災診療費の支払い回数を、平成１９年３月より月２回（中間期、月末期）から月１回（中間期）に変更することとなりました。このため、これまで国から月２回の労災診療費の支払いを受けていた貸付契約医療機関にあっては、平成１９年４月より、貴財団から発送しています「労災保険診療費支払振込通知書」（国発行）又は「労災保険診療費通知書」（国発行）の枚数が、現行の月２枚（前月月末期分、当月中間期分）から、月１枚（当月中間期分）に変更となります。

また、今回の労災診療費の支払い回数の変更以外の援護事業に係る取扱いにつきましては、一切変更はありません。

これに伴う周知につきましては、別紙により貴財団から貸付契約医療機関に対して行うようお願いしますとともに、貸付契約医療機関から貴財団に問い合わせがあった場合には、変更内容を説明するよう併せてお願いします。

なお、貸付契約医療機関以外の労災指定医療機関に対する労災診療費の支払い回数につきましては、変更はありません。

お知らせ

拝啓、時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、(財)労災保険情報センター（以下「ＲＩＣ」という。）におきまして、国の補助事業として、労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）を実施しているところであります。

今般、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年６月２日法律第４７号）等により、労働福祉事業の見直しが求められていることを踏まえ、労働福祉事業として国から経費を補助している援護事業につきましても、一部その見直しを検討してまいりました。

その結果、ＲＩＣと労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関（以下「貸付契約医療機関」という。）に対する国からの労災診療費の支払い回数を、月２回（中間期、月末期）から月１回（中間期）に変更することとしました。また、このことに伴い、これまで国から月２回の労災診療費の支払いを受けていた貸付契約医療機関にあっては、平成１９年４月より、ＲＩＣから送付される「労災保険診療費支払振込通知書」（国発行）又は「労災保険診療費通知書」（国発行）の枚数が、現行の月２枚（前月月末期分及び当月中間期分）から、月１枚（当月中間期分のみ）に変更となります。

この援護事業は、貸付契約医療機関につきまして、国から労災診療費が支払われるまでの間、労災診療費相当額をＲＩＣが国に代わって、貸し付けているところであり、その後において、国から労災指定医療機関に支払われる労災診療費につきましては、ＲＩＣが代理受領し、貸付金に返済に充当しているところであります。

したがいまして、貸付契約医療機関は、国に対して労災診療費を請求する都度、ＲＩＣから貸付金の貸し付けを受けることにあることから、今回の労災診療費の支払い回数の変更による影響は全く生じないものであり、貸付金の充当としてＲＩＣが受領する回数のみが変更になるものであります。

なお、上記以外の援護事業に係る取扱いについては、一切変更が無いことを念のため申し添えます。

敬　具

平成１９年３月１５日

各貸付契約医療機関殿

都道府県労働局労働基準部労災補償課
(財) 労災保険情報センター地方事務所